

鹿 児 島 県 公 報

令和 5 年 3 月 31 日（金）第 400 号の 11



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

規 則

- 鹿児島県事務処理の特例に関する条例別表土木部の表1の2の項第1号の規則で定める国道の維持及び修繕等を定める規則の一部を改正する規則（※）（道路維持課取扱い） 1

告 示

- 非常勤職員のうち、報酬の額について知事が定めるものの額の一部改正（※）（人事課取扱い） 2
- パートタイム会計年度任用職員の報酬の支給日の一部改正（※）（人事課取扱い） 2
- 会計年度任用職員の給料について任命権者が別に定める各給料表の適用範囲等及び会計年度任用職員の報酬について任命権者が人事委員会と協議して定める額の一部改正（※）（人事課取扱い） 2

教 育 委 員 会 規 則

- 鹿児島県教育委員会非常勤職員の勤務時間、休暇等の基準に関する規則の一部を改正する規則（※）（総務福利課取扱い） 2

教 育 委 員 会 訓 令

- 鹿児島県教育委員会関係職員服務規程及び鹿児島県教育委員会非常勤職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する訓令（※）（総務福利課取扱い） 3

教 育 委 員 会 教 育 長 訓 令

- 鹿児島県教育庁等事務決裁規程の一部を改正する訓令（※）（総務福利課取扱い） 5

規 則

鹿児島県事務処理の特例に関する条例別表土木部の表1の2の項第1号の規則で定める国道の維持及び修繕等を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5 年 3 月 31 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県規則第23号

鹿児島県事務処理の特例に関する条例別表土木部の表1の2の項第1号の規則で定める国道の維持及び修繕等を定める規則の一部を改正する規則

鹿児島県事務処理の特例に関する条例別表土木部の表1の2の項第1号の規則で定める国道の維持及び修繕等を定める規則（平成21年鹿児島県規則第9号）の一部を次のように改正する。

第1条の表鹿屋市の項の次に次のように加える。

出水市	328号（広域農道9号線との交点（出水市大字武本字上笹原2614番9地先）から国道3号との交点までの区間に限る。）	維持及び修繕のうち除草及び植栽物の管理
	447号（一本松休憩所から国道3号との交点までの区間に限る。）	

第2条の表出水市の項を次のように改める。

出水市	出水停車場線	維持及び修繕のうち除草及び植栽物の管理
	沖田新蔵線（国道447号との交点から上知識交差点	

までの区間に限る。)	理
庄上鯖淵線 (出水市平和町2045番地先から諏訪神社前交差点までの区間に限る。)	
出水高尾野線 (平良橋から鹿児島県立出水高等学校までの区間に限る。)	

附 則

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

告 示

鹿児島県告示第333号

平成17年 3 月 29 日鹿児島県告示第497号 (非常勤職員のうち、報酬の額について知事が定めるものの額) の一部を次のように改正し、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

令和 5 年 3 月 31 日

鹿児島県知事 塩田康一

表総合政策部の部統計調査員の項中「7,250円」を「7,370円」に改める。

鹿児島県告示第334号

令和 2 年 3 月 31 日鹿児島県告示第395号 (パートタイム会計年度任用職員の報酬の支給日) の一部を次のように改正し、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

令和 5 年 3 月 31 日

鹿児島県知事 塩田康一

表中 「

教員業務支援員	翌月 20 日
スクールカウンセラー	

」 を 「

スクールカウンセラー	翌月 20 日
------------	---------

」

に改める。

鹿児島県告示第335号

令和 4 年 3 月 29 日鹿児島県告示第329号 (会計年度任用職員の給料について任命権者が別に定める各給料表の適用範囲等及び会計年度任用職員の報酬について任命権者が人事委員会と協議して定める額) の一部を次のように改正し、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

令和 5 年 3 月 31 日

鹿児島県知事 塩田康一

本則の 1 のアの表総務部の部障害者職員支援員の項の次に次のように加える。

消費者行政補助員	1 級	23号給
----------	-----	------

本則の 1 のアの表くらし保健福祉部の部医療扶助専門指導員の項の次に次のように加える。

医療法人等事務支援員	1 級	23号給
------------	-----	------

本則の 1 のアの表商工労働水産部の部人財確保育成推進員の項の次に次のように加える。

新産業創出支援員	1 級	33号給
----------	-----	------

本則の 1 のアの表危機管理防災局の部の次に次のように加える。

出納局	公用車管理事務補助員	1 級	23号給
-----	------------	-----	------

本則の 1 のエの表くらし保健福祉部の部非常勤調理員の項を削る。

教 育 委 員 会 規 則

鹿児島県教育委員会非常勤職員の勤務時間、休暇等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5 年 3 月 31 日

鹿児島県教育委員会教育長 東條広光

鹿児島県教育委員会規則第 7 号

鹿児島県教育委員会非常勤職員の勤務時間、休暇等の基準に関する規則の一部を改正する規則

鹿児島県教育委員会非常勤職員の勤務時間、休暇等の基準に関する規則（令和 2 年鹿児島県教育委員会規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員並びに県職員勤務条例第 2 条第 4 項及び学校職員勤務条例第 2 条第 4 項に規定する任期付短時間勤務職員」に改める。

附 則

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

教育委員会訓令

鹿児島県教育委員会訓令第 2 号

鹿児島県教育委員会関係職員服務規程及び鹿児島県教育委員会非常勤職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 5 年 3 月 31 日

鹿児島県教育委員会教育長 東條広光

鹿児島県教育委員会関係職員服務規程及び鹿児島県教育委員会非常勤職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する訓令

（鹿児島県教育委員会関係職員服務規程の一部改正）

第 1 条 鹿児島県教育委員会関係職員服務規程（昭和 36 年鹿児島県教育委員会訓令第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員及び同条第 4 項に規定する任期付短時間勤務職員」に改める。

第 10 条に次の 1 項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、同項の規定による命令は、庶務事務システムを使用して行うことができる。

第 12 条の 3 第 1 項第 8 号の 2 中「育児参加休暇」を「産前・産後休暇」に改める。

第 13 条の 2 第 1 項を次のように改める。

職員は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 110 号。以下「育児休業法」という。）第 2 条第 2 項の規定により、育児休業の承認を請求しようとするとき（鹿児島県職員等の育児休業等に関する条例（平成 4 年鹿児島県条例第 51 号。以下「育児休業条例」という。）第 3 条第 7 号に掲げる事情に該当して育児休業の承認を請求しようとするときを除く。）は、育児休業承認請求書を育児休業を始めようとする日の 1 月前まで（次に掲げる場合は、2 週間前まで）に教育長に提出しなければならない。

(1) 当該請求に係る子の出生の日から育児休業条例第 3 条の 2 に規定する期間内に育児休業をしようとする場合

(2) 育児休業条例第 2 条の 3 第 3 号に掲げる場合に該当する場合であつて、当該請求をする日が当該請求に係る子が 1 歳に達する日（当該請求をする非常勤職員が同条第 2 号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする育児休業条例第 2 条の 3 第 2 号に規定する地方等育児休業（以下「地方等育児休業」という。）の期間の末日とされた日が当該請求に係る子が 1 歳に達する日後である場合は、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日とが異なるときは、そのいずれかの日））以前の日である場合

(3) 育児休業条例第 2 条の 4 の規定に該当する場合であつて、当該請求をする日が当該請求に係る子が 1 歳 6 か月に達する日以前の日である場合

第 13 条の 2 第 4 項を削り、同条第 3 項中「前 2 項」を「前 3 項」に改め、同項に次のただし書を加え、同項を同条第 4 項とする。

ただし、任期を定めて採用された職員が育児休業条例第 3 条第 7 号に掲げる事情に該当して育児休業の承認を請求した場合は、この限りでない。

第 13 条の 2 中第 2 項を第 3 項とし、第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 職員は、育児休業法第 3 条第 1 項の規定により、育児休業の期間の延長を請求しようとするとき（育児休業条例第 3 条第 7 号に規定する職員が任期を更新されることに伴い育児休業の期間の延長を請求しようとするときを除く。）は、育児休業承認請求書を育児休業の期間の末日とされている日の翌日の 1 月前まで（次に掲げる育児休業の期間を延長しようとする場合は、2 週間前まで）に教育長に提出しなければならない。

(1) 当該請求に係る子の出生の日から育児休業条例第 3 条の 2 に規定する期間内にしている育児休業（当該期間内に延長後の育児休業の期間の末日とされる日があることとなるものに限る。）

(2) 育児休業条例第 2 条の 3 第 3 号に掲げる場合に該当してしている育児休業

(3) 育児休業条例第 2 条の 4 の規定に該当してしている育児休業

第 13 条の 5 第 5 項中「第 13 条の 2 第 2 項」を「第 13 条の 2 第 3 項」に、「第 3 項」を「第 4 項」に、「同条第 2 項」を「同条第 3 項」に改める。

第 14 条第 1 項中「第 15 条の 8」を「第 15 条の 10」に、「育児短時間勤務の期間を延長しようとする日」を「その期間の末日とされている日の翌日」に改め、同条第 3 項を次のように改める。

3 第 13 条の 2 第 4 項本文の規定は、育児短時間勤務について準用する。

第 14 条に次の 1 項を加える。

4 育児休業条例第 11 条第 6 号に規定する育児短時間勤務計画書は、育児短時間勤務承認請求書に添えて、教育長に提出しなければならない。

第 15 条の 8 の次に次の見出し及び 2 条を加える。

（高齢者部分休業の承認等）

第 15 条の 9 職員は、法第 26 条の 3 第 1 項の規定により、高齢者部分休業（同項に規定する高齢者部分休業をいう。以下この条及び次条において同じ。）の承認を申請しようとするときは、高齢者部分休業承認申請書を高齢者部分休業を始めようとする日の 1 月前までに教育長に提出しなければならない。

2 鹿児島県職員等の高齢者部分休業に関する条例（令和 4 年鹿児島県条例第 32 号。以下この条において「高齢者部分休業条例」という。）第 6 条第 1 項に規定する同意は、高齢者部分休業承認取消し・休業時間短縮同意書によつて行うものとする。

3 職員は、高齢者部分休業条例第 6 条第 2 項の規定により、高齢者部分休業の承認の取消しを申し出ようとするときは、高齢者部分休業承認取消し申出書を高齢者部分休業の承認の取消しを受けようとする日の 1 月前までに教育長に提出しなければならない。

4 職員は、高齢者部分休業条例第 7 条の規定により、高齢者部分休業の休業時間の延長を申し出ようとするときは、高齢者部分休業時間延長申出書を高齢者部分休業の休業時間を延長しようとする日の 1 月前までに教育長に提出しなければならない。

5 第 1 項、第 3 項及び前項の場合において、教育長がその事由を確認する必要があると認めて指示したときは、当該職員は、証明書類を提出しなければならない。

第 15 条の 10 教育長は、高齢者部分休業を承認する場合、高齢者部分休業の承認を取り消す場合、高齢者部分休業の休業時間を短縮する場合及び高齢者部分休業の休業時間の延長を承認する場合には、別に定めるところにより、当該職員に通知するものとする。

（鹿児島県教育委員会非常勤職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部改正）

第 2 条 鹿児島県教育委員会非常勤職員の勤務時間、休暇等に関する規程（令和 2 年鹿児島県教育委員会訓令第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「再任用短時間勤務職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）」を「定年前再任用短時間勤務職員並びに県職員勤務条例第 2 条第 4 項及び学校職員勤務条例第 2 条第 4 項に規定する任期付短時間勤務職員」に改める。

第 4 条第 1 項中「前条第 2 項」を「同条第 2 項」に、「第 5 条」を「次条」に改める。

第 24 条第 1 項第 9 号中「5 日（当該通院等が体外受精その他の教育長が定める不妊治療に係るものである場合にあっては、10 日）」を「10 日」に、「5（当該通院等が体外受精その他の教育長が定める不妊治療に係るものである場合にあっては、10）」を「10」に改める。

附 則
この訓令は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

教育委員会教育長訓令

鹿児島県教育委員会教育長訓令第 1 号

鹿児島県教育庁等事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 5 年 3 月 31 日

鹿児島県教育委員会教育長 東條広光

鹿児島県教育庁等事務決裁規程の一部を改正する訓令

鹿児島県教育庁等事務決裁規程（昭和 49 年鹿児島県教育委員会教育長訓令第 2 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 8 の項を次のように改める。

<p>8 個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）の施行に関する事務 この項中個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）を「法」、鹿児島県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 4 年鹿児島県条例第 33 号）を「条例」と</p>				<p>(1) 法第 70 条及び第 72 条の規定に基づき、保有個人情報及び個人関連情報の提供を受けるものに対して必要な措置を講ずることを求めること。 (2) 法第 75 条の規定に基づき、個人情報ファイル簿を作成し、公表すること。 (3) 法第 77 条第 3 項、第 91 条第 3 項及び第 99 条第 3 項の規定に基づき、開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者（以</p>		
---	--	--	--	--	--	--

いう。

下この項中「請求者」という。)に対して補正を求めること。

(4) 法第82条第1項及び第2項、第93条第1項及び第2項並びに第101条第1項及び第2項の規定に基づき、開示請求、訂正請求又は利用停止請求に対する措置を決定し、請求者へ通知すること。

(5) 法第85条第1項の規定に基づき、事案の移送を決定し、開示請求者へ通知すること。

(6) 法第86条及び第107条第1項の規定に基づき、第三者に対する意見書提出の機会の付与等に関する

る事務を
行うこと。

(7) 法第94
条第2項
及び第
102条第
2項並び
に条例第
3条第2
項の規定
に基づき、
開示決定
等、訂正
決定等又
は利用停
止決定等
の期限の
延長を決
定し、請
求者に通
知するこ
と。

(8) 法第95
条及び第
103条並
びに条例
第4条の
規定に基
づき、開
示決定等、
訂正決定
等又は利
用停止決
定等の期
限の特例
の適用を
決定し、
請求者に
通知する
こと。

(9) 法第96
条第1項
の規定に
基づき、
訂正請求
に係る事
案の移送
を決定し、
訂正請求
者に通知

				すること。 (10) 法第97条の規定に基づき、保有個人情報提供先に訂正内容を通知すること。 (11) 法第105条及び第129条並びに条例第7条の規定に基づき、鹿児島県情報公開・個人情報保護審査会への諮問等に関する事務を行うこと。 (12) その他法及び条例の施行に関する事務を行うこと。		
--	--	--	--	--	--	--

別表第1の15の項教育長決裁事項の欄第1号中「及び第19条第3項」を「第19条第3項及び規程第15条の9第1項」に改め、「第13条の5第3項」の次に「第15条の9第3項」を加え、「部分休業の取消し」の次に「高齡者部分休業の取消し」を加え、同項副教育長専決事項の欄第1号中「及び第19条第3項」を「第19条第3項及び規程第15条の9第1項」に改め「第13条の5第3項」の次に「第15条の9第3項」を加え、「部分休業の取消し」の次に「高齡者部分休業の取消し」を加え、同欄第3号中「及び再任用短時間勤務職員」を削り、同項課長専決事項の欄中第4号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

別表第2義務教育課の部1の項教育次長決裁及び専決事項の欄第1号を削り、同項課長専決事項の欄第3号を削り、同欄第4号を同欄第3号とし、同項課長補佐専決事項の欄第1号を削り、同欄第2号から同欄第6号までを1号ずつ繰り上げ、同部3の項を削り、同部4の項を同部3の項とし、同部5の項を削り、同部6の項教育長決裁事項の欄第1号を削り、同項教育次長決裁及び専決事項の欄第1号中「県立特別支援学校、」を削り、同項課長専決事項の欄第1号及び第2号中「県立特別支援学校、」を削り、同欄第3号を削り、同項を同部の4の項とする。

別表第2 高校教育課の部の次に次のように加える。

特 別 支	1 教科用 図書等に 関する事			(1) 無償 措置法 第13条	(1) 鹿児島 県立学校 教材取扱	(1) 施行 令第2 条の規	
-------------	-----------------------	--	--	-----------------------	-------------------------	----------------------	--

<p>援 教 育 課</p>	<p>務 この項 中義務教 育諸学校 の教科用 図書の無 償措置に 関する法 律（昭和 38年法律 第182号） を「無償 措置法」， 義務教育 諸学校の 教科用図 書の無償 措置に関 する法律 施行令 （昭和39 年政令第 14号）を 「施行 令」とい う。</p> <p>2 教育職 員の教科 等につい ての研修 に関する 事務</p> <p>3 視覚障 害者，聴 覚障害者， 知的障害 者，肢体 不自由者 及び病弱 者（この</p>	<p>(1) 内地留 学生を決 定すること。 (2) 海外派 遣者を決 定すること。</p>	<p>(1) 教科 に関する 研修計 画を決 定し， 実施す ること。</p>	<p>第 2 項 の規定 に基づ き，県 立の義 務教育 諸学校 におい て使用 する教 科用図 書の採 択を行 うこと。</p>	<p>(1) 研修会 の参加者 等を決定 し，通知 すること。 (2) 文部科 学省主催 等で行わ れる教科 に関する 講習会， 講座，研 究会等へ の出席者 を決定す ること。 (1) 施行令 第 6 条の 2 第 2 項 の規定に 基づき視 覚障害者 等でなく なった旨</p>	<p>定に基 づき， 県立学 校に係 る教科 用図書 の受領 証明書 を交付 すること。</p>
----------------------------	---	--	---	---	---	--

項中「視覚障害者等」という。)の入学等に関する事務

この項中学校教育施行令を「施行令」という。

を市町村教育委員会に通知すること。

(2) 施行令第14条第1項及び第2項の規定に基づき、視覚障害者等の保護者に入学期日を通知し、又は就学すべき学校を指定すること。

(3) 施行令第15条第1項の規定に基づき、視覚障害者等の氏名、入学期日を特別支援学校の校長及び市町村教育委員会に通知すること。

(4) 施行令第15条第2項の規定に基づき、視覚障害者等の就学すべき学校を市町村教育委員会に通知すること。

(5) 施行令第16条の規定に基づき、視

	<p>4 特別支援学校の幼稚部及び高等部の入学選考に関する事務</p> <p>5 教育の情報化の推進に関する事務</p>	<p>(1) 特別支援学校の幼稚部及び高等部の入学者選考実施要綱を決定すること。</p> <p>(1) 県立特別支援学校の教育の情報化に必要なシステムの開発方針を決定すること。</p>		<p>(1) 県立特別支援学校の教育の情報化に関する総合調整に関すること。</p>	<p>覚障害者等の就学すべき学校を変更すること及びその旨を保護者並びに特別支援学校の校長及び市町村教育委員会に通知すること。</p> <p>(1) 県立特別支援学校の教育の情報化に関する関係機関、団体等との連絡調整に関すること。</p> <p>(2) 県立特別支援学校の教育の情報化に必要な調査の実施及び資料の収集に関すること。</p> <p>(3) 県立特別支援学校の教育情報ネットワーク等の利用</p>		
--	--	--	--	---	---	--	--

					に関する こと。		
--	--	--	--	--	-------------	--	--

別表第 2 文化財課の部 2 の項教育長決裁事項の欄第 5 号中「規則第 24 条」を「法第 31 条第 2 項」に改め、同号を同欄第 6 号とし、同欄第 4 号中「規則第 19 条」を「法第 31 条第 1 項」に、「指定について審査する」を「指定を行う」に改め、同号を同欄第 5 号とし、同欄第 3 号中「法第 15 条第 2 項」を「法第 20 条第 2 項」に、「まつ消」を「抹消」に改め、同号を同欄第 4 号とし、同欄第 2 号中「法第 14 条第 1 項」を「法第 19 条」に、「取り消す」を「取り消し、設置者に通知する」に改め、同号を同欄第 3 号とし、同欄第 1 号中「法第 12 条」を「法第 13 条及び第 14 条」に、「登録すること」を「記載すること」に改め、同号の次に次の 1 号を加える。

(2) 法第 18 条の規定に基づき、登録博物館の設置者に対し、勧告又は命令を行うこと。

別表第 2 文化財課の部 2 の項課長専決事項の欄第 3 号中「規則第 23 条」を「規則第 26 条」に、「博物館相当施設」を「指定施設」に改め、同号を同欄第 6 号とし、同欄第 2 号中「法第 27 条及び第 29 条」を「法第 29 条」に、「私立博物館等」を「私立博物館」に改め、同号を同欄第 4 号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

(5) 法第 31 条第 4 項の規定に基づき、指定施設の設置者に対し、指導助言を行うこと。

別表第 2 文化財課の部 2 の項課長専決事項の欄第 1 号中「法第 13 条第 2 項」を「法第 15 条第 2 項」に改め、同号を同欄第 2 号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

(3) 法第 17 条の規定に基づき、登録博物館の設置者に対し、運営の状況に関し報告又は資料の提出を求めること。

別表第 2 文化財課の部 2 の項課長専決事項の欄に第 1 号として次の 1 号を加える。

(1) 法第 14 条第 2 項、第 15 条第 2 項、第 19 条第 3 項、第 20 条第 2 項及び第 31 条第 3 項の規定に基づき、登録に関する事項等を公表すること。

別表第 3 の 3 の項を次のように改める

<p>3 個人情報 の保護に 関する法律 (平成 15 年 法律第 57 号) の施行に 関する事務 この項中 個人情報の 保護に 関する法律 (平成 15 年 法律第 57 号) を「法」、 鹿児島県 個人情報の 保護に 関する法律 施行条例 (令和 4 年 鹿児島県 条例第 33 号) を「条例」 という。</p>	<p>(1) 法第 70 条及び第 72 条の規定に基づき、保有個人情報及び個人関連情報の提供を受けるものに対して必要な措置を講ずることを求めること。</p> <p>(2) 法第 75 条の規定に基づき、個人情報ファイル簿を作成し、公表すること。</p> <p>(3) 法第 77 条第 3 項、第 91 条第 3 項及び第 99 条第 3 項の規定に基づき、開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者(以下この項中「請求者」という。)に対して補正を求めること。</p> <p>(4) 法第 82 条第 1 項及び第 2 項、第 93 条第 1 項及び第 2 項並びに第 101 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、開示請求、訂正請求又は利用停止</p>		
--	---	--	--

- 請求に対する措置を決定し、請求者へ通知すること。
- (5) 法第85条第1項の規定に基づき、事案の移送を決定し、開示請求者へ通知すること。
- (6) 法第86条及び第107条第1項の規定に基づき、第三者に対する意見書提出の機会の付与等に関する事務を行うこと。
- (7) 法第94条第2項及び第102条第2項並びに条例第3条第2項の規定に基づき、開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等の期限の延長を決定し、請求者に通知すること。
- (8) 法第95条及び第103条並びに条例第4条の規定に基づき、開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等の期限の特例の適用を決定し、請求者に通知すること。
- (9) 法第96条第1項の規定に基づき、訂正請求に係る事案の移送を決定し、訂正請求者に通知すること。
- (10) 法第97条の規定に基づき、保有個人情報提供先に訂正内容を通知すること。
- (11) 法第105条及び第129条並びに条例第7条の規定に基づき、鹿児島県情報公開・個人情報保護審査会への諮問等に関する事務を行うこと。
- (12) その他法及び条例の施行に関する事務

